

開発許可申請及び事前協議で築造する道路の標準設計事項

1	<p>●開発許可申請にて築造する道路は、①桐生市に帰属する道路であること。                  ●開発許可申請以外で築造する道路は、建築基準法第42条第1項第五号の規定に基づき特定行政庁からその位置の指定を受けたもの(以下「位置指定道路」という。)とし、②桐生市に寄附する位置指定道路(事前協議を伴うもの)、③桐生市に寄附する位置指定道路(事前協議を伴わないもの)、または④事業者が自己管理する位置指定道路であること。                  ●①、②及び③は、桐生市道路管理者(以下「道路管理者」という。)が公共性があると判断し、道路の帰属又は寄附を認めることを条件とする。</p>												
2	<p>[道路の有効幅員]                  ●①及び②は、桐生市土地開発事業指導要綱の規定に基づき、桐生地域(新里地域及び黒保根地域以外の地域をいう。以下同じ。)では4.5m以上、新里地域では5.0m以上であること。                  ●③は、4.5m以上であること。                  ●④は、建築基準法第42条の規定に基づき、4.0m以上であること。</p>												
3	<p>[舗装構成]                  ●①、②及び③は、桐生地域では表層工(密粒アスコン)5cm-プライムコート-上層路盤工(粒調碎石30~0)7cm-下層路盤工(切込碎石40~0)15cm、新里地域では表層工4cm-プライムコート-上層路盤工7cm-下層路盤工22cmで設計し、道路管理者と協議を行い、必要な修正を行うこと。                  ●④は、群馬県建築基準法例規・事例集の基準を満たすこと。</p> <table border="1" data-bbox="502 801 1101 1187"> <thead> <tr> <th></th> <th>桐生地域</th> <th>新里地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>表層工 (密粒アスコン)</td> <td>5cm</td> <td>4cm</td> </tr> <tr> <td>上層路盤工 (粒調碎石30~0)</td> <td>7cm</td> <td>7cm</td> </tr> <tr> <td>下層路盤工 (切込碎石40~0)</td> <td>15cm</td> <td>22cm</td> </tr> </tbody> </table>		桐生地域	新里地域	表層工 (密粒アスコン)	5cm	4cm	上層路盤工 (粒調碎石30~0)	7cm	7cm	下層路盤工 (切込碎石40~0)	15cm	22cm
	桐生地域	新里地域											
表層工 (密粒アスコン)	5cm	4cm											
上層路盤工 (粒調碎石30~0)	7cm	7cm											
下層路盤工 (切込碎石40~0)	15cm	22cm											
4	<p>[道路基準(道路の築造基準)の定めのあるもの]                  ●①及び②は、群馬県開発許可制度の手引の道路基準(及び桐生市土地開発事業指導要綱の規定)を満たすこと。                  ●③及び④は、建築基準法施行令第144条の4及び群馬県建築基準法例規・事例集の基準を満たすこと。</p>												
5	<p>[道路構造物及び排水構造物の設計の基本]                  以下のとおり設計し、①、②及び③の場合、道路管理者と協議の上、了承を得れば、この基本から外れてもよい。                  ●道路の両側に落蓋式側溝を設けること。                  ●①及び②は新設道路と既存道路との隅切りの開始部に、③及び④は既存道路に接する新設道路の内側に、横断側溝を設けること。                  ●隅切り部分には落蓋式側溝を設けること。                  ●①及び②は、新設道路と既存道路の交差部内の既存落蓋式側溝を、ボックスカルバートに布設替えすること。                  ●種類並びに形状が異なる落蓋式側溝及び横断側溝は、集水柵にて接続すること。                  ●落蓋式側溝のグレーチングは、10m毎に1ヶ所設けること。                  ●自然勾配で道路部分の排水計画が成立すること。                  ●雨水排水先に十分な流下能力が存在すること。                  ●宅地部分の雨水排水計画が成立すること。                  ●①及び②は、既存市道への取り付け部分を除き、構造物で囲まれていること。                  ●③及び④は、申請範囲内を落蓋式側溝、集水柵及び地先境界ブロックで囲まれていること。</p>												
6	<p>[その他]                  ●道路の築造に起因する、建築基準法の違反がないこと。                  ●作成した図面を用いて、桐生市開発許可権者と協議を行い、必要な補正を行うこと。                  ●作成した図面を用いて、道路管理者と協議を行い、必要な補正を行うこと。</p>												